

児童扶養手当制度

児童扶養手当は、離婚などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に支給されます。
 ※8月から父子家庭も支給対象になります。
 詳しくは3ページをご覧ください。



●手当の支給

手当の支給額は、受給資格者および扶養義務者（同居の直系血族およびきょうだいなど）の所得に応じて区分されます。この区分は毎年受給資格者から提出される「現況届」の審査状況で見直しがあります。

「全部支給」の人で支給対象児1人の場合は月額41,720円、「一部支給停止」の人で支給対象児1人の場合は所得に応じて月額41,710円、9,850円となります。支給対象児の2人目は月額5,000円加算、3人目以降は1人につき月額3,000円を加算します。

なお、所得制限があり、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

●認定請求の受付

子育て支援課窓口（西合志庁舎）で

相談・請求の受付を行ないます。詳しくはお問い合わせください。

**現況届は忘れずに！
提出期限 8月31日（火）**

児童扶養手当を受けている人は、受給資格要件の確認および支給額区分を決定するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになっています。この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給がなくなり、現況届の案内については、個別に通知します。

また、現況届を2年間提出しないと手当の受給権がなくなり、忘れずに届出を行なってください。期間中にどうしても都合のつかない人はご連絡ください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

市では、ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭（父子、母子家庭）などの医療費の一部を助成しています。

●助成対象者

次のすべてを満たす人が対象となります。

- 国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
- 市内に住所を有する母子家庭の母もしくは父子家庭の父およびその者に扶養されている児童または父母のいない児童
- 所得制限があります。
- 児童については18歳に達する日以降最初の3月31日まで、母・父については対象児童を扶養している場合、20歳の誕生日までが対象です。

●助成額

助成対象者またはその保護者が一部負担金を支払った場合に支払額の3分の2に相当する額を助成します。



ただし、加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。

関係書類の提出が必要ですよ！

毎年、8月1日時点の資格確認を行ないますので、個別に関係書類の提出を忘れずに行なってください。（該当者あてに個別に通知します）

また、住所・氏名・加入保険・世帯の構成などに変更があれば変更届を提出する必要があります。子育て支援課まで印かんをご持参ください。

8月1日から父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されます！

（8月～11月分の手当の支給は、12月となります。）



大事なお知らせ

○ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

○児童扶養手当を受給するためには、市へ申請（認定請求）が必要です。11月30日までに忘れずに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。）

●児童扶養手当とは？

◆父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。なお、公的年金・老齢福祉年金を除く）を受けることができる場合には受給できません。

●父子家庭の支給要件は？

◆次の①から⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護（※）し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

※監護とは…監督し、保護すること。主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住など

の面倒をみていること。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がい状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど）

●手当額（月額）は？

◆受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決めます。

なお、所得制限があり、受給資格者および扶養義務者（同居の直系血族およびきょうだいなど）の所得が限度額以上ある場合は支給停止になります。

○児童1人の場合
全部支給 41,720円

一部支給 41,710円、9,850円

- 児童2人以上の加算額
2人目 5,000円
3人目以降1人につき 3,000円
- ◆支給については年3回（12月・4月・8月、前の月までの4カ月分を指定の金融機関口座に振り込みます）

●父子家庭の父が受給するためには？

◆児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。

◆申請の時期についての取り扱いはい下のとおりです。

- すでに父子家庭としての支給要件に該当している人は、8月1日より前でも申請ができます。
- 11月30日までに申請されると、次の取り扱いとなります。
- 7月31日までに支給要件に該当

●申請手続きに必要なものは？

◆申請にあたっては、受給資格者（申請者）および該当する子どもの戸籍簿本や健康保険証（写し）、預金通帳などが必要になります。詳しくはお尋ねください。なお、必要な書類がそろってからの申請受付となります。

- している人
↓11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- 8月1日以降、11月30日まで支給要件に該当した人
↓11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、11月30日までに手続きをしてください。